

新型コロナウイルス感染症の影響 に対する商工関連の 取り組み等について

栗東市商工観光労政課

新型コロナウイルス感染症の影響に対する市等のこれまでの経過（商工振興関連）

主な対応と経過		備考
令和元年		
12月	中国湖北省・武漢市で原因不明の肺炎患者確認	
令和2年		
1月16日	国内初の陽性患者確認	
1月29日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置	7/22日現在で18回開催
2月26日	栗東市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の設置	7/22日現在で43回開催
3月2日	「セーフティネット保証4号」の発動 (売上高前年比較20%減以上)	9/1まで
3月5日	県内初の陽性患者確認	
3月13日	「危機関連保証(6項)」の発動 (売上高前年比較15%減以上)	R3/1/31まで
3月17日	日本政策金融公庫による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の取扱い開始	実質無利子・無担保融資 上限額6,000万円
3月18日	栗東市セーフティネット資金利子補給金制度創設の公表	
4月1日	滋賀県制度融資セーフティネット資金の保証料率がゼロに引き下げ	8/31まで
4月2日	栗東市内陽性患者初確認	4/22の8例目が市内最後
4月16日	緊急事態措置発表(外出自粛要請)	緊急事態宣言が全国に拡大
4月21日	緊急事態措置改定(外出自粛要請、イベント自粛、施設使用制限等)	5/4延長(全国~5/31)
5月1日	「セーフティネット保証5号」全業種を指定対象 (売上高前年比較5%減以上)	R3/1/31まで
5月1日	「滋賀県新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設	実質無利子・無担保融資 上限額3,000万円
5月1日	国「持続化給付金」受付開始	R3/1/15まで
5月7日	「滋賀県新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金の実施	市上乘せ措置を実施 ~6/26まで受付
5月11日	市議会5月補正予算議決 滋賀県臨時支援金と持続化補助金コロナ特別型の上乗分	
5月14日	緊急事態措置改定(施設使用制限等の解除)	緊急事態宣言解除(滋賀県含む39県のみ)
6月15日	「滋賀県新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額の引き上げ	融資上限額拡大 3,000万円→4,000万円
6月29日	市議会6月補正予算議決 小規模事業者給付金とセーフティネット資金利子補給金	
7月14日	国「家賃支援給付金」受付開始	R3/1/15まで
7月15日	「栗東市小規模事業者事業継続応援給付金」の実施	9/30まで

※下線部は、市独自の緊急経済対策項目。他に市広報等により事業者への情報提供を継続実施中。

滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の 市独自上乗せ事業の概要

1. 背景と目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、滋賀県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける市内の中小の事業者に対し、滋賀県の創設する新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金に市独自に上乗せ支給をするもの。

2. 内容

滋賀県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中に協力された事業者への臨時的な支援金への市独自の上乗せ

3. 対象者

休業等を要請している全ての期間（令和2年4月23日から令和2年5月6日まで）の内、原則、令和2年4月25日から令和2年5月6日までの全ての期間において、滋賀県の要請に応じ、休業等を行う方。

4. 補助金額（市上乗せは県支援金額の1/2）

中小企業：20万円 + 市上乗せ 10万円 = **30万円**

個人事業主：10万円 + 市上乗せ 5万円 = **15万円**

5. 補正予算額（5月市議会議決済）

60,000千円

支援金対象者数 約800者

40,000千円（中小企業400者） + 20,000千円（個人事業主400者）

<事業者数の試算根拠>

平成28年経済センサス活動調査確報集計（事業所に関する集計）

※滋賀県の試算 事業費24億円 16,000者（中小企業8,000者 個人事業主8,000者）

6. 申請状況

県全体の件数は：7,797件 申請期間：5月7日～6月26日

（単位：）

予算額 (万円)	郵送件数		電子件数		合計 件数	執行額 (万円)	執行率
	法人	個人	法人	個人			
6,000	35	132	31	92	290	1,780	29.7%

※7月1日の県からの速報値であり、今後の集計により数値が変わる場合があります。

栗東市セーフティネット資金利子補給金制度の概要について

1. 背景

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した市内中小企業・小規模事業者の資金繰りが非常に厳しい状況となっており、経営安定への支援が必要であるため、市内中小企業・小規模事業者に対して、本市独自の緊急支援策を講じ、経営の安定化を図るもの。

2. 制度の概要

【対象融資】

滋賀県中小企業振興資金における融資制度のうちセーフティネット資金(新規枠・借換枠)

【対象者】

事業所の所在地が市内にある者。

【対象期間】

令和2年2月18日から令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする。

※対象期間はセーフティネット保証4号の発動開始期間である令和2年2月18日から危機関連保証の終了予定期間である令和3年1月31日としている

【補給内容】

毎年支払済み利子の一部(1.0%以内)を利子補給。ただし、上限額は1年当たり15万円(1事業者につき)を限度に、予算の範囲内で補給。

【補給期間】

36ヶ月を限度とし、償還期限を切り上げて償還を完了した場合などは、利子補給金の対象期間はその時点(月)まで。

3. 補正予算額(6月市議会議決済)

29,400千円 196件×上限15万円=29,400,000円

<対象件数の試算根拠>

商工会の制度融資あつせん件数

項目	補正予算時(3月~5月)		現在(3/1~7/16)	
	全体	内セーフティネット資金	全体	内セーフティネット資金
件数	352件	196件	601件	228件
申込金額	7,757百万	4,520百万	12,871百万	5,477百万

セーフティネット資金あつせん件数(月別)

	3月	4月	5月	6月	7月16日
件数	3件	147件	51件	21件	8件

※令和2年5月1日より無利子・無担保の滋賀県新型コロナウイルス感染症対応資金が新設されたため、セーフティネット資金のあつせん件数は減少傾向にありますが、補正予算想定件数より増えているため、今後、予算措置対応を行っていきます。

4. 補給金交付のスキームと交付等の流れ



栗東市コロナ特別対応型小規模事業者持続化補助金の概要

1. 背景と目的

国の小規模事業者持続化補助金制度を活用して、新型コロナウイルス感染症による経営上の影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売上減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓等に取り組みを行う市内小規模事業者に対して、市による独自の上乗せ補助を行い、小規模事業者の経営活動を後押しし、地域の活性化を図るもの。

2. 内容

国の補助制度である小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞を活用し、市による上乗せ補助を行う。

3. 補助対象者

市内に事業所を有する小規模事業者であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型公募要領に基づく、「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」の採択を受け、事業を実施する者。

4. 補助額

項目	国補助金	栗東市 上乗せ補助金
補助率	[A 類型] 補助対象経費の 2/3 以内 [B・C 類型] 補助対象経費の 3/4 以内	2 / 3 以内
補助上限額	100 万円	33 万円

■新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための投資の種類の詳細

類型A（サプライチェーンの毀損への対応）

→顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

類型B（非対面型ビジネスモデルへの転換）

→非対面・遠隔でサービス提供のためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

類型C（テレワーク環境の整備）

→従業員がテレワーク環境を実践できるような環境を整備すること

5. 補正予算額（5月市議会議決済）

4,290千円（令和2年度5月補正予算額）

＜試算根拠＞

令和元年度 実績25件 3,025千円（25件の内、1/2の13者を想定）

330千円×13件＝4,290千円

※一般型については令和2年度当初予算にて3,185千円を予算化済

6. 申請と採択件数

・第1回受付分 申請数：4件 採択数：2件

・第2回受付分 申請数：10件 採択数：採択審査中

栗東市小規模事業者事業継続応援給付金の概要について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している市内の小規模事業者に対し事業の継続を下支えするため、緊急支援として事業継続のための給付金を給付するもの。

2. 対象者

市内で営業をしている小規模事業者で、以下に該当する事業者

- ①市内に事業所を有する個人事業主又は、市内に本店を有する法人である者（いずれもフランチャイズ店は除く）
- ②個人においては開業届を提出し、法人においては、法人設立届出書を提出し、確定申告をしていること
- ③令和2年2月1日以前から市内で継続して事業を行っていること
- ④給付金の受領後も事業活動を継続する意欲がある者

【小規模事業者の定義】

製造業・その他	商業・サービス業	サービス業のうち宿泊業・娯楽業
従業員数20人以下	従業員数5人以下	従業員数20人以下

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条の規定

【対象者の範囲】

対象	個人事業主、会社および会社に準ずる営利法人
対象外	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合、宗教上の組織もしくは団体、政治団体、性風俗関連特殊営業等を行う事業者

3. 給付要件

令和2年2月から6月のいずれか、任意の3か月の事業の売上高が、前年同月比30%以上減少していること ※開業後間もない方には緩和措置あり

4. 給付金額

15万円 + **5万円**（地代家賃ありの方上乗せ） = **最大20万円**

※国の「持続化給付金」と重複して受給が可能、1事業者1回限り

※地代家賃の上乗せについては、給付対象者と店舗等の所有者が2親等以内の親族である者など対象外の要件あり。

5. 申請先と申請期間

申請受付先：栗東市商工会

申請期間：7月15日（水）～9月30日（水）（当日消印有効）

6. 補正予算額

154,800千円

※内訳

【給付金】 149,300千円 = ㊦807者 × 給付金150千円 + ㊧565者 × 地代家賃50千円

㊦セーフティネット保証認定における売上高減少率30%以上の割合（件数）

→直近1か月及び3か月平均の売上減少者 ㊨約47%（全体346件の内、164件）

平成28年経済センサス活動調査確報集計の市内事業者数2,838者に伸び率10%で
3121者の想定

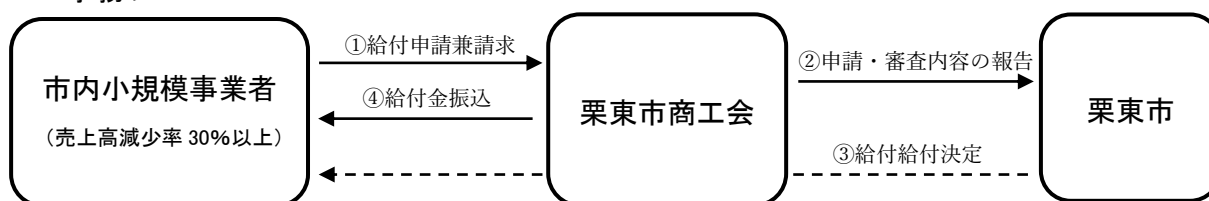
中小企業1,404者（45%） 小規模事業者1,717者（55%） × ㊨47% ≒ 807者

㊧セーフティネット保証認定における地代家賃の支払い割合

→全体346件の内、242件（約70%） ㊦807者 × 70% = 565者

【委託費】 5,500千円（商工会への事務支援委託業務）

7. 事務フロー



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での申請受付

※支給金は③から2～3週間後に指定の金融機関口座に振り込み予定